島原市報道資料

平成２８年１１月１４日

報道関係者　各位

島原市市長公室

平成２８年鳥取県中部地震に係る
災害救助法適用被災地への災害見舞金の送金について

標記の災害により、災害救助法が適用された被災自治体（鳥取県４市町村）に対し、本市の災害見舞金支出基準に基づき、下記により、島原市からの災害見舞金を送金しますので、お知らせします。

記

１　島原市からの災害見舞金の送金先と見舞金額
(1) 鳥取県倉吉市、湯梨浜町、北栄町、三朝町に対し、それぞれ 10 万円　　合計 40 万円

※倉吉市、湯梨浜町、北栄町、三朝町の義援金取扱口座へ
平成２８年１１月１７日送金

２　平成 28 年度の災害見舞金状況
(1)　熊本地震に対し、熊本県へ 100 万円を送金済
(2)　台風 10 号被害に対し、北海道と岩手県へそれぞれ 70 万円を送金済

有明海にひらく湧水あふれる　火山と歴史の田園都市

担当　島原市 秘書人事課 秘書広報班　担当 松崎
電話　0957-63-1111（内線 127）
E-mail . e-matsuzaki@city shimabara lg jp

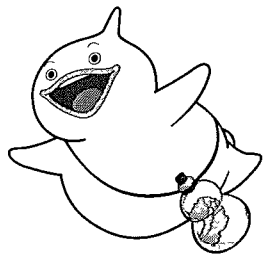

島原守護神キャラクター
「しまばらん」